

〈資料〉

第二次沖縄民事陪審裁判（7・完）  
—1965年秋の訴訟記録—

陪審裁判を考える会（訳）

荒川 歩、飯 考行、黒沢 香、四宮 啓、滝田清暉、新倉 修、西村 健、齋藤 哲

This paper is a translated version of the second civil jury-trial record in the occupied Okinawa, Japan, in July 1965.

Research Group on Jury Trial

〈目 次〉<sup>1</sup>

- 1 陪審員選定手続（Jury Selection）  
（1965年10月25日月曜日午前9時50分：開廷。陪審員候補者48人と訴訟関係者ら出席）  
（同日午前11時07分：休憩）  
（同日午前11時17分：再招集）  
（同日午前11時45分：休憩）  
（同日午後1時15分：再招集）
- 2 正式事実審理（Trial by Jury）
  - （1）陪審員の宣誓（Oath by Jury）
  - （2）冒頭説示（Preliminary Instructions）
  - （3）冒頭弁論（Opening Statement）（ヘイグッド原告代理人）  
（同日午後2時30分：閉廷）  
（10月26日火曜日午前9時40分：再招集）
  - （4）当事者尋問 原告ツルコ・ロバーズ氏宣誓

---

1 原文に目次はなく、訳者らが便宜的に作成したものである。

- ア 主尋問 (Direct Examination) (ヘイグッド原告代理人)
- イ 反対尋問 (Cross Examination) (マクレラン被告代理人)  
(10月26日午前10時18分：休廷)  
(同日午前10時44分：再開)
- ウ 補充質問 (Examination by the Court) (裁判所)
- エ 再反対尋問 (Further Cross-Examination) (マクレラン被告代理人)
- \* 以上、マテシス・ウニウエルサリス第22巻1号(2020年)所収
- (5) 原告側証人尋問 証人チョウヘイ・トミシロ氏宣誓
  - ア 主尋問 (ヘイグッド原告代理人)
  - イ 反対尋問 (マクレラン被告代理人)
  - ウ 再反対尋問 (マクレラン被告代理人)
  - エ 補充質問 (裁判所)  
(10月26日午前11時37分：休廷)  
(同日午後1時30分：再開)
- (6) 原告側証人尋問 証人裁判所書記官ダルシィ・M・エリオット氏宣誓
  - ア 主尋問 (ヘイグッド原告代理人)
  - イ 反対尋問 (マクレラン被告代理人)
- (7) 原告側証人尋問 証人ジョージ・ホール氏宣誓
  - ア 主尋問 (ヘイグッド原告代理人)
  - イ 被告代理人による限定的反対尋問 (マクレラン被告代理人)
  - ウ 補充質問 (裁判所)
  - エ 主尋問 (再開) (ヘイグッド原告代理人)  
(10月26日火曜日午後3時7分：休廷)  
\* 以上、マテシス・ウニウエルサリス第22巻2号(2021年)所収  
(同日午後3時47分：主尋問再開)
  - オ 補充質問 (裁判所)
  - カ 反対尋問 (マクレラン被告代理人)  
(10月26日火曜日午後4時30分：閉廷)  
(10月27日水曜日午前10時5分：再開)
- (8) 原告側証人尋問 証人ヘイグッド原告代理人宣誓
  - ア 主尋問 (裁判所)
  - イ 反対尋問 (マクレラン被告代理人)  
(10月27日水曜日午前10時3分：陪審員退廷)

(9) 非公開審理

(10月27日10時40分：非公開審理開始)

\* 以上、マテシス・ウニウエルサリス第23巻1号（2021年）所収

(同日午前11時40分：休廷)

(同日午後1時00分：再開)

(10) 被告側証人尋問（非公開審理） 証人エドワード・N・ハリマン氏宣誓

ア 主尋問（マクレラン被告代理人）

イ 反対尋問（ヘイグッド原告代理人）

ウ 補充質問（裁判所）

エ 反対尋問再開（ヘイグッド原告代理人）

オ 補充質問（裁判所）

カ 再主尋問（マクレラン被告代理人）

(同日午後2時25分：非公開審理終了)

(11) 被告側証人尋問 証人ジョン・ベラミー氏宣誓

ア 主尋問（マクレラン被告代理人）

(12) 被告側証人尋問 証人エドワード・N・ハリマン

ア 主尋問（マクレラン被告代理人）

\* 以上、マテシス・ウニウエルサリス第23巻2号（2022年）所収

イ 反対尋問（ヘイグッド原告代理人）

ウ 再主尋問（マクレラン被告代理人）

エ 再反対尋問（ヘイグッド原告代理人）

(同日午後4時30分：休廷)

(10月28日木曜日午前9時30分：審理再開)

オ 再々主尋問（マクレラン被告代理人）

カ 再々反対尋問（ヘイグッド原告代理人）

(同日午前9時50分：陪審解放)

\* 以上、マテシス・ウニウエルサリス第24巻1号（2022年）所収

(同日午後3時5分：非公開審理開廷)

(同日午後3時50分：休廷)

(同日午後4時5分：開廷)

(同日午後5時8分：休廷)

(10月29日金曜日午前9時45分：陪審員及び訴訟関係者参集)

(同日午前9時52分：陪審員退廷)

(同日午前10時10分：非公開審理再開)

(同日午前11時7分：非公開審理休廷)

(11月1日月曜日午前9時40分：非公開審理再開)

(同日午前9時55分：非公開審理終了)

\* 以上、マテシス・ユニヴェルサリス第24巻2号(2023年)所収

(同日午前10時：陪審員並びに訴訟関係者入廷・審理再開)

(13) 最終弁論 (マクレラン被告代理人)

(14) 最終弁論 (ヘイグッド原告代理人)

(同日午前10時29分～30分：非公式休廷)

(同日午前10時58分：休廷)

(同日午後1時：再開)

3 説示 (Instruction)

(同日午後1時42分：事件は陪審へ)

(同日午後3時5分：陪審員入廷)

4 評決 (Verdict)

(同日午後3時5分：閉廷)

\* 以上、本号所収

（裁判は、1965年10月29日金曜日朝に陪審員が法廷から退席し、1965年11月1日月曜日午前10時に、裁判長、陪審員、代理人、原告、そして速記官の出席のもと、再開された。）

裁判長： 陪審員の皆さん、遅くなってしまつてすみません。法的な問題を双方の代理人と決めなければならなかつたためです。しかしながら、これからは遅れることなく進めることができるものと思います。さて次は被告の代理人が最終弁論、つまり議論のまとめを行います。そして、その後原告の代理人が続きます。

マクレラン代理人： 裁判長、そして陪審員の皆さん。私のまとめは、たったひとつの目的のために行われます。それは皆さんの前に出された証拠の評価を助けることです。その証拠を評価し、判決に至るまでを始めるのは、たった今から、あるいは、これから数分のことです。

さて、裁判長がこの後に皆さんに告げると思うのですが、あなたがたには陪審として、事実を決めるため推測や推論するのではなく、実際に決定する力があります。この事件の場合、契約というものを取り扱います。つまり、カービー・ロバーズ氏が殺されたのか否か、それはいつで、どのように、というような質問ではありません。契約書が問題なのです。その契約はニューヨークのホーム保険会社と極東建設サービス社の間で結ばれていました。

困ったことに、その契約書の内容が何であったか、私たちには知り得ないという問題があります。それは保険契約だということが分かっています。それに何が書かれていたか、その契約書がないので、私たちは知りようがありません。ただ、AFIAで保証のため使われる様式の一連の保険契約は知られています。

さて、前にも言ったと思いますが、保険は契約のひとつです。契約は大きく歴史をさかのぼります。有史よりもずっと古く、石器時代の穴居人が何かいろいろするのにお互いに合意をするところから、さかのぼります。契約の法律はたいへん古く、私たちの法律のもとになっています。私たちが何らかの契約的活動に入らない日はないと言えるのです。だからたとえば、何か買うために店に入るときにはいつでも、契約しているのです。

さて、契約における基礎的な考え方のひとつは—この後で裁判所がきちんと説明すると思いますが—契約者つまり契約をする者は、契約書に実行

すると書いてあることをきちんと実行することです。契約者の契約するときの意思は、契約法のいろいろな概念のうちでも、もっとも重要です。なぜなら、もしもある特定のことをしたくなかったとき、それと違う合意を後に書いたとしても、最初の合意とは実際には違ったものを書いたということになります。

だから、当事者が2人あるいはそれ以上ですが、契約とよばれる合意を実行するときは、いつでも意思が重要になります。保険契約も例外ではありません。この場合、保険の合意ができ、それはおもに日本で死んだ男性とオーレル保険代理店のもので、実際に書かれた契約書は沖縄で書かれたことを証拠は示しています。

契約そのものとはいえば、ピーターソン氏とオーレル保険代理店がどのような合意をしたのか、私たちは知りません。なぜなら、私たちは実際の契約書あるいは同意書を持っていないからです。だから、私たちは両者の意思が何であったか、私たちが持っている証拠から見い出すよう、評価しなければならぬのです。

被告側の主張ですが、そしてこれはホーム保険会社の主張でもあります。ホーム保険会社と極東建設サービス社は、個人的な目的のために会社の自動車が使われるとき、保険をかけることは意図しなかったし、両者の考えの中に入っていなかった、というものです。これらの自動車は持ち主の同意なく使われたのです。それでは、それを示す証拠はどのようなものでしょうか？

最初に言っておきたいのは、この訴訟が起こる前、非放棄約定があったということです。あまり普通のことではないのですが、非放棄約定にはいました。この非放棄約定はめずらしいことです。まれに起こりますが、それは保険をするものと保険を受けるもの、つまり保険契約の両者が、契約に影響を与える何かが起こったとき、実際の違約金や負債、あるいは補償範囲について両者が利害関係にあるとき起こります。非放棄約定がありましたが、よく読んでみると、ここに証拠があるのですが、会社一つまり、この保険会社は、保険された者と述べた場所に書いてあるものに対する補償を否定するものです。

それはなぜでしょうか？ この事件の場合、証拠はあきらかだからです。チョウヘイ・トミシロ氏が車を持ち出したのは、まったく初めてだったのです。この会社に働いている間で—3年ですが—初めて車を持ち出して、

そして初めてですが、それを運転したのです。それより以前に、運転できたのに、彼は車を運転していません。彼は仕事のために運転したのではありません。会社のために運転したのでもありません。彼自身の個人的な目的のため、自動車を持ち出したのです。そして、コザ市に行って、その途中で運転しながら眠ってしまったのです。保険会社は、このような場合、保険がきく場合として両者が合意したものではないと言います。それは、泥棒が自動車を盗んで、そして事故を起こした場合に保険をきかそうとしたとき、だめなのと同じなのです。もう少し分かりやすくしましょう。あなたの使用人、たとえば家政婦や庭師、あるいはそれと同じような仕事をしている人がいるとしましょう。その人が昼間のいつか、自分の用事で自分の家に帰りたくて決めたとしましょう。そして、その人はあなたの自動車がそこにあるのに気づきます。そして、その自動車をとったとしましょう。免許証もない。その自動車も、あるいは他の自動車も、使っていていいという許可もない。それなのに、その車を運転して、衝突し、誰かを傷つけ死なせてしまう。

私は訊きたいのですが、保険会社がそのことに責任を感じるとしたら、あなたはそれが正しいと思いますか？ それで、その車にかけられた保険契約の正しい意思でしょうか？ 泥棒があなたの車を持って行って、こういう形で使ったとしたら、またはあなたの車を運転するというにまったく関係なく、あなたとの使用契約の上でも運転することを求められていない使用人が、このような形であなたの車を使ったら、保険を契約した、あなたの考えどおりでしょうか？

「許可されていない使用」というのはたいへん重要な問題で、保険契約の中で言及されています。

さて、あなたがたの前に保険契約の書類が4種類あります。どれも実際の保険とは違います。これはホーム保険会社の主張ですが、事故が起きたとき、両者の間に実際に存在した保険の型と用語は、ここにあるウィリアムズ・インターナショナル社の保険証券にあるのと同じ種類だということです。この保険契約は全車両を対象にしたもので、ウィリアムズ・インターナショナル社の全車両を保証するように出されています。同じように、極東建設サービス社に出されたものも全車両を対象にしたものです。ウィリアムズ社が保険でカバーされた時間ですが、つまり保険期間のことで、極東建設サービスの保険でカバーされたのと、ほとんど同じです。

だから、保険証券をみるとき、また非放棄約定というとき、あるいは非放棄約定ということ XI (11) 章と比べると、ここでウィリアムズ社の証券にあるように、保険に守られた者は、ということです。つまり、このような保険であり、用語もウィリアムズ社のものと同じものかどうかということ。さて、皆さん、なぜ私は証券を持って来たのでしょうか。率直に言って、同じ会社が同じ種類の保険契約をするとき、この証券は私たちが見つけることができるものでいちばん近いものです。つまり、全車両に保険をかけるときです。だから、極東建設サービス社に出された保険は、すべての面において、ウィリアムズ社のものと同一の可能性があり、あるいは同一であるというのが、私たちの主張なのです。

さて、私たちはどうすべきなのでしょう？ その保険で、極東建設サービス社に与えられる担保の問題では、保険されていないということになります。この件に関する、私たちの主張は、第1に、保険会社に対して直接の行為を持ってくることに関する条項はないということです。しかしながら、それはもう以前に処理されていて、あなたたちの心配することではありません。

それに加えて、個人的な用事のために、会社の許可も得ないで、自動車を持ち出した「誰か」に保険をかけようと、極東建設サービス社であれ、保険会社であれ、どちらもしないのではないかと、というのが私の立場です。だから、私たちはチョウヘイ・トミシロ氏に保険はかかっていないし、車両は別としても、チョウヘイ・トミシロ氏は事故のとき、被保険者の同意を得ないで個人的なことに関わっていたので、保険はかかっていない。だから被告の主張は、保険会社はこの損失のため、保険の条件により、支払うことを求められないということです。

直接に保険会社であっても、建設会社であっても、チョウヘイ・トミシロ氏であっても、このケースが持ち込まれたとき、彼らの立場はおなじです。つまり、彼らは支払わなくても良いのです。なぜなら、この契約がなされたとき、当事者の意図は、この種の損失に払うべきではないということです。

この種の保険は、企業が仕事を進めるにあたって生じる損失に関して、その企業の保険を目的としたもので、個人的な目的のためではなく、あくまで保険する企業のビジネスを遂行するためのものです。

もちろん、私たちはロバーズ氏の死を悼みます。私たちはまた、原告が

極東建設サービス社に直接、賠償請求をしなかった、ということを残念に思います。というのは、事故のあと、というかロバーズ氏の死が起きたとき、判決が言い渡されました。しかし、その判決が執行されることも、それが執行される試みもなく、単純にこの保険会社に直接的な攻撃がなされたのです。

だから陪審員の皆さん、被告側の意見はたいへんはっきりしています。それは保険の条項は、時と場所と事故の状況において、チョウヘイ・トミシロ氏をカヴァーしていない、両者が行った契約の範囲ではないということにつきます。

注目していただいて、ありがとうございます。私たちの主張はこれだけです。よく考えてみてください。ありがとうございます。

裁判長： 原告側？

ヘイグッド代理人： 陪審員の皆さん、皆さんはこの裁判のはじまりのところで、私が半分、冗談まじりに、この裁判のことを「不必要な訴訟事件」だと言ったのを思い出してください。

裁判長： もうすこし声を上げてください。

ヘイグッド代理人： 私がこの事件のことを「不必要な訴訟事件」と呼んだのは、それが実際に不必要だからではありません。実際、私たちは裁判所にいますから、それがほんとうに必要なのは、明らかなことです。しかし、お話ししたように、これはもともと不必要な訴訟事件です。

あなたたちは証拠を聞きました。あなたたちは証拠の展示物を見る機会を与えられます。そして、一般的な評決のほかに、特別評決と呼ばれるものを出すように、裁判所があなたたちに要求するでしょう。

特別評決は3つの質問に答える形になります。3つの特定の質問に対する答で、特定の事実認定をするように求められるわけです。特別評決と呼ばないほうが良いかもしれません。これら3つの質問は「尋問」として知られています。その3問とは、第1に（注：読んでいる）

「1959年11月30日、カービィ・ロバーズ氏が死んだとき、被告のニューヨークのホーム保険会社から極東建設サービス社に出された自動車保険780A-2215、これにはロバーズ氏の死をひきおこした自動車を、その保険における保証金額として、ひとつの事故により、ひとりの人の身体のけがあるいは死亡が引き起こされた場合、金10万ドルの損害賠償制限がありますが、それが適用されるかどうか？」

この裁判で聞いたこと、ここで見た書類など、証拠として扱われたものをもとに、あなたたちは「はい」「いいえ」と、その質問に答えるよう選択するように指示されるでしょう。その最初の質問を肯定的に答えるということに、あまり問題があるとは思いません。私は一連の領収書を持ってきました。それはオーレル保険代理店とアメリカン国外保険協会の沖縄支部が出したもので、この保険証券ごとの番号、日付、そして保険会社の名前が入ったものです。

これらの契約書と、ほかの書類はまた、それらの保険証券ごとの注意書きに説明されています。そして、この契約の保証制限は10万ドルかどうか、質問の最後のところが読めると思います。この裁判の前のほうで、ホール氏の証言を聞いたと思います。1つの事故から生じるすべての怪我が10万ドルであり、1つの事故から生じるすべての物損が2万5千ドルであると言うことです。

陪審員の皆さん、これを見てください。これには 100/300/25 というふうにかかれています。これらは、専門家の言うように、千ドル単位であるというふうになれば分かります。だから、これは保険金額を千ドル単位にすればいいのです。つまり、10万ドル/30万ドル/2万5千ドルというわけです。

2番目の質問ですが、これも「はい」「いいえ」で答えるように質問されています。それは下記のようなものです。

「裁判長が定義するところでは、問題の自動車保険は賠償保険であり、補償保険と違っていませんか。」

裁判長はこの見本の用紙をあなたたちに与える前にこれらの教示を与え、そして用語を定義するでしょう。裁判所は、その4つの用紙を調べました。4つの見本の用紙を証拠として、この裁判に使うように、裁判長は言うと思います。原告側の提出証拠8は、被告の代理人マクレラン氏に1年以上も前に、契約番号2215のコピーを頼んだとき、それはないと言われ、そして何も記入していない、無記入の用紙を渡された、ということを知っていると思います。それが、原告側の提出証拠8というわけです。

それに加えて、私たちは被告側の提出証拠A、B、そしてCを見ました。裁判所は、あなたがたはこれらと原告側の提出証拠8をよく見るようにと言います。4つのすべての空白の用紙は賠償保険証券ですが、補償保険証券ではないと裁判所は解釈しています。しかしながら、この4つのものは、

この裁判で争われたものではなく、ただのサンプルとして提出されたものです。何がこの証券に書かれていたかは、あなたがたの決定によって決められるのです。陪審員の皆さん、ほかに保険の証券は見つからないのです。

陪審員の皆さん、この事件の性質のため、見つからない証券を、原告側はどうしても手に入れることはできなかったことを理解してください。ロバーズ氏夫妻はほかの人と変らないのです。彼らは、カービィ・ロバーズ氏が死んだとき、その証券が実際にあったとしても、その内容について、知っていたとは思えないのです。もしその証券を誰かが持っていたとしたら、極東建設サービス社の誰かか、それに関係した誰かが持っていたでしょう。そして、それにはすべてのデータが—そしてそれに関係したすべての情報が—被告側の保険会社にあるはずですが、被告側の保険会社は、その保険証券を持ってきません。証券の用紙を、複数の用紙を持ってきましたが、それは極東建設サービス社とホーム保険会社との間に存在したものとよく似たものだというのです。

しかし被告側が持って来た3つの用紙は、この3つの保険用紙はどうでしょうか。被告側の申し開きがはっきりしていて、これが賠償保険の証券だとしても、この場合の法律の決定者である裁判長が、その保険の用紙を調べ、そのいずれもが賠償保険の証券以外の何ものでもないと判断したことを、思い出してください。

第1の質問と第2の質問を「はい」と答えたなら、つまり最初の質問で「極東建設サービス社とホーム保険会社の間に保険の契約があった」、そして第2の質問で「問題の自動車保険は損害賠償保険であり、裁判長が定義するところでは、補償保険と違う」と答えたなら、つまり第1の質問と第2の質問を「はい」と答えたなら、この裁判の原告の勝訴を認めるように、裁判長は説示することと思います。

さらに、あなたたちは第3の質問に対して答えなくてはなりません。（読んで）

「チョウヘイ・トミシロ氏は、カービィ・ロバーズ氏をひき殺した自動車の運転手ですが、事故のとき、その保険のなかで、保険がかけられた人たちの集団、それは保険契約のⅪ（11）条かⅫ（12）条の保険がかけられた人の定義によりますが、その集団の中にありましたか？」というものです。あなたたちはこの質問に、チョウヘイ・トミシロ氏が保険のかけられ

た人であったかどうかを、「はい」「いいえ」と答えることを求められています。そして、3つのすべての質問に「はい」と答えた場合、その場合、原告に5千ドルという2番目の点についての答申ということになります。

ええと、証拠品はどこですか？ 証拠品が必要です。

書記： 別室にしまっています。もし必要なら、とって来ます。

ヘイグッド代理人： 陪審員は着席したままで、書記が証拠品の書類をとって来るのを待つようにしますか？

裁判長： はい。

(書記は10時29分から30分まで、法廷から不在になった。ほかの人たちは、その場で10時30分まで、非公式に休廷していた。)

ヘイグッド代理人： (最終弁論を再開して) 私が手に持っているのは被告側の提出証拠Cで、被告側のマクレラン代理人によれば、極東建設サービス社へ渡されたのとはほぼ同じ時期に、ホーム保険会社からウィリアム・インターナショナル社という会社に出されたという契約書です。3つ目の質問であなたたちが答えることになるのは、チョウヘイ・トミシロ氏が保険項目XI(11)でいうところの被保険者にあたるかどうかです。4つの証拠物の内容をよく調べて、被保険者はどの4つの証拠をみても、たいした違いがあるとは、私は思いません。しかし、被告側の提出証拠Cを読んでみたいと思います。保険項目XI(11)、被保険者です。こういうふうに書かれています。(読んで)「補償Aの中で使われ、他の部分では使われない、制限のない「被保険者」という用語は、そのような補償が適用されるとき、その自動車の使用について、法的に責任のある、人あるいは組織であって、保険がかけられた者の許可によって実際の使用を行うものである。」そこには他にも言葉がありますが、この状況にはあてはまりません。

質問番号1や質問番号2に対して、肯定的な答に至るに、あなたたちにそんなに問題があるとは思っていません。ほんとうにこの訴訟において問題があるのは質問番号3だと思います。それは、チョウヘイ・トミシロ氏が、引用された章に記述された人々の中の「被保険者」と定義されるからです。

そこで用語ですが、「自動車の使用について法的に責任がある」という表現に惑わされないでください。この用語はチョウヘイ・トミシロ氏が免許を持っているか否かということと、まったく関係がありません。チョウ

ヘイ・トミシロ氏が事故に先立って免許が失効していたという事実は、この法的責任には関係がありません。なぜなら、チョウヘイ・トミシロ氏に対する以前の裁判で判決を受けているという事実、つまり彼が法的責任を問われ、5千ドルを支払うことになったということから分かります。だから、チョウヘイ・トミシロ氏は、運転免許証の有効期限が切れているのですが、自動車の使用について法的に責任があると皆さんは考えていいと思います。

それでは次の問題ですが、保険がかけられた人の許可を得たかどうかです。最初の問題ですが、保険がかけられた人というのは誰でしょうか？ 保険がかけられたのは極東建設サービス社です。それは株式会社です。保険がかけられたのは、証人席で見た人のジョージ・ホール氏ではなく、これの購入について折衝したピーターソン氏でもなく、極東建設サービス社の前社長でいまは亡きスチュアート氏でもありません。そうです、保険の対象としてあげられたのは会社であり、紙の上だけにあり、法的に「擬制」です。会社は私有物を持つことができ、このケースの場合、持ったのです。チョウヘイ・トミシロ氏が運転した自動車を所有しました。そして、損害賠償を対象とした保険も持っていたのです。

しかし、その会社が誰かが運転する許可を与えたり、あるいは誰かが運転するのを禁止したり、するのはどういうふうにするのでしょうか？ 会社はその従業員を通してしか行動できない、あるいはそういう方法でしか実行できないのです。誰か従業員が、つまり会社のために働く人、あるいは会社のために行動する人が、そうしなければならないのです。だから、会社は地面に穴を掘れないかもしれませんが、そのかわりに地面に穴を掘る人を雇うことができます。会社は紙の上にその名前を署名することはできないかも知れませんが、紙の上にその名前を書く人を雇えるのです。

さて、チョウヘイ・トミシロ氏があの自動車を運転する許可を、会社はどうやって与えたのでしょうか？ ピックアップトラックを運転する許可を得るといって、そんな、ささいなことなら、会社の副社長であるホール氏のところへ行かなければいけないのでしょうか？ それは会社の事務所のレベルで扱われるものなのでしょうか、それとも重役のところへ持っていかなくてはいけないのでしょうか？ 自動車を運転する許可を与えるというのは、そんなに大袈裟なものなのでしょうか？ 私はそんなふうに考えます。

あなたたちは証言を聞きました。トミシロ氏自身は、誰も車を運転しろと言わなかったが、また車を運転できないと言われたことがないと言います。しかし次のようなことを言いました。つまり、このケースでトミシロ氏に許可があったか否かについての証拠となる唯一のものです。以下のとおりです。会社の土地をトミシロ氏が車に乗って出たとき、会社の土地の門のところに守衛がいました。その守衛は極東建設サービス社のために働いていました。その守衛はトミシロ氏がハンドルを握っているのを見て、通っていいと合図し、通したのです。

どうでしょうか、皆さん、何のために守衛がいると思いますか？ 何のために会社は守衛を雇っているのでしょうか？ その門を出たり入ったりするのが誰で、何が出たり入ったりするのか、コントロールするためです。

さて、あなたたちは盗まれた車の話を聞きました。メイドがあなたの車を盗んで、私用のため、つまり個人的な用事のため、自分の家に行き、誰かを死亡事故にあわせる。あなたは、賠償責任を問われるでしょうか。皆さん、忘れないでください。この訴訟は判断によって決まります。私たちは自動車の持ち主に対して厳しい判断をします。その従業員が責任を取らされるかどうか、あなたがたが決めることはありません。なぜならその従業員は責任を取らされているからです。ここで考えなくてははいけないのは、チョウヘイ・トミシロ氏が運転するのを許可されていたかです。そして、この訴訟の結果に影響を与えることは、彼が保険契約のなかで保険の適用を受けるとされる人のなかに含まれるかどうかなのです。

それで、あなたがたは4つの証拠を見ますが、たぶん、あなたがたは本物の契約書を見ることはないでしょう。しかしながら、自動車を盗んだということは、、、トミシロ氏はロバーズ氏の死の責任で刑事的に起訴されたと証言しました。彼は有罪になり、罰金で処罰されました。刑務所に入らなくてもいいのです。執行猶予がつきました。だけど、どこにもチョウヘイ・トミシロ氏が自動車を盗んだとして、起訴されたということはないのです。どこにも、彼が自動車を盗んで、会社の用地から乗って出た、という主張がないのです。

チョウヘイ・トミシロ氏はこの会社では、ただのふつうの従業員ではない、ということをお忘れんでもらいたいと思います。あなたたちも聞いた証言で、彼は会社の機械工の主任だということでした。彼は自動車に付属する機械のメンテナンスと修理の責任者でした。彼は小間使いなんかで

はなかったのです。彼は会社の役付きでした。だから、家に行くために自動車を運転し、11月の寒い朝に会社のために働くのに上着をとろうとしたとき、自動車を盗んだというべきではありません。また、彼の運転免許証が期限切れであったという事実があったとしても、彼が自動車を盗んだことになりません。

さて、陪審員の皆さん、被告側の保険会社はなんと言っているのでしょうか。チョウヘイ・トミシロ氏は会社の副社長であるジョージ・ホール氏から、あるいは社長のスチアート氏から、自動車を運転する許可を得ていないから、保険で保証される人が許可した形で運転していなかった、と言います。これは間違った議論であり、法的責任を避けるため、保険会社がつかもうとした、便宜的な「わらしべ」のようなものだと思います。

しかし、ちょっと振り返ってみてみましょう。なぜ極東建設サービス社はこの門に守衛をつけたのでしょうか？ 彼はどうすれば良かったのでしょうか？ その許可するのが間違いだったとしましょう。会社の自動車で、無許可の運転手が会社の構内から出るのを許可したことです。彼は仕事の義務の上で間違いをおかしたことになります。皆さんは心の中でなんと考えるでしょうか。トミシロ氏は車の維持担当の重機機械工の主任として有名な人で、彼の重要さは守衛をびっくりさせて彼を出させてあげるほどだったのでしょうか。そんなだったとは私は思いません。トミシロ氏の仕事は修理や維持を任された人たちの主任でした。トミシロ氏はこの守衛に対し、上司としての支配があったとは考えられないし、この事例は高い階級の下士官や士官が軍の車を運転して基地のゲートに持って来た状況と同じだと思うのです。この人が1等軍曹であろうが、大尉であろうが、あるいは似たような者であっても、守衛の仕事をやっている1等兵が停車するように命じ、「ここを通りすぎることはできません」と言えないことを意味しないのです。そして同じ状況がここでも適用されます。守衛はトミシロ氏を止めることができたのに、止めなかったのです。守衛は自動車を止める権限があります。しかし、その守衛はトミシロ氏を止めず、手を振って通したのです。

だから、次のように考えます。トミシロ氏は被保険者として名前が書かれた人が、入り口において自動車を入れておくか出してもいいかを判断する目的でおいた特定の人に許可されて自動車を運転していた。もしそうであるなら、あなたがたの3番目の質問の答は「はい」であると思います。

さて、裁判長が証明の基準について説示するでしょう。これは、このような民事の訴訟に必要なものです。原告が証拠の優越によって、自分の側の主張が正しいことを証明することが必要だと裁判長は言うでしょう。このことを注意深く考えて、この事件のような民事と、刑事事件を分けて考えてください。すでに申し上げましたが、皆さんの法廷や法の手続きの経験は刑法の分野のものがほとんどでした。そこでは、検察官は合理的な疑いを超えて証明することが求められています。そして、陪審の心の中に残る疑いは訴えられた者、つまり被告人に有利に判断されなければいけないのです。しかし、それはここではあてはまりません。もしここで告訴されて議論されたことが証拠の優越で証明されたとあなたがたが判断したのなら、原告が勝ったことになります。

それから、あなたたちが覚えておかなければいけないのは、契約、つまり保険契約のようなものです。そして、ジョージ・ホール氏やピーターソン氏、スチアート氏の極東建設サービス社の3人は建設業者です。彼らは保険契約は書きませんでした。保険契約書は保険会社がある会社を保険するためのもので、不変の形を持ちません。たくさんの法的な頭脳がその契約書の準備のために必要です。大会社がこのような保険を取り扱うとき、一般的なやり方は、もし契約書の表現にあいまいなところや不確定なところがあったなら、その問題は書類を書いた者ではなく、書かなかった者に有利に判断する、つまりこの事件の場合は保険会社に不利に、保険がかけられたほうに有利に問題が解決されるべきだとされます。つまり、保険会社はたくさんの時間をかけてこれを準備します。たぶん、これを書き上げるために、たくさんの考えを入れるでしょう。だから、あいまいなところや不確定なところは、被保険者、つまりこの契約を買った会社に有利に解決されることが必要とされるのです。

そこで、皆さんが答えることが求められている最初の質問に戻ります。これはかなり長いものですが、特定の保険証券、番号780A-2215、が存在していたか、判断するように求めています。

この証拠品は、原告側提出証拠2と書かれた証拠品のことですが、ホーム保険会社から極東建設サービス社に出された保険番号780A-2215の1959年5月19日付け保証の副本（コピー）であると認められます。正規の保険証券はどこかに行ってしまったようですが、極東建設サービス社の副社長であるジョージ・ホール氏が副本を持っています。

原告側提出証拠3は、保険番号780A-2215について特定しており、「保険金額」として100/300/25が書かれているということを見いだすでしょう。

原告側提出証拠4は問題の保険契約に関する小さな本ですが、その最後のページに保険番号780A-2215があり、そこには「保険の範囲」として、その下の行に「100/300/25賠償保険のため」と書かれています。それは「賠償」と書かれていて、「補償」と書かれていないということに気づくと思います。

もちろん、これらの証拠物—契約書には、事故を起こした1958年型シボレーの2分の1トン・ピックアップトラックという特定した言及はありません。しかし原告の提出証拠7、「非放棄約定」と書かれています。その1番上の保険のところ、つまりホーム保険会社の保険番号780A-2215に、その自動車の記述があり、1958年製のシボレー、2分の1トン・ピックアップトラック、車台番号F-10295B、プレートNo. PC-5049、等々が書かれています。これは保険会社が、この自動車が保険番号780A-2215のカヴァーするものに含まれているということ、認めていることになると思います。

ところで、この「非放棄約定」についてですが、この同意書が署名されたのが1960年1月8日であり、ロバーズ氏の生命を奪った事故の後、6週間あまり経っていたということです。これは極東建設サービス社とホーム保険会社の間の同意書です。だから、この同意書は保険会社と被保険会社の両社の間の同意をまとめ、保険会社あるいはそのエージェントまたは代理人が事故に関し、またその原因の捜査について、やること・やられることに、(読んで)「... 保険会社によって出された証券の状況や条件における権利のどの部分でも、権利放棄、無効、没収、あるいは改正することはない。」と書かれています。しかし、ここの部分を見てください。これは保険会社の自身の用語に依ります。(読んで)「これは保険会社の主張であるが、この保険契約は保険協約XI(11)については、適用されない。」

カービィ・ロバーズ氏はすでに死んでいて、関連した権利・義務の類はすでに片付いていたということ覚えていてください。その損失はすでに起こっていたし、その死はこの同意書が効力を持つ前に起きていたのです。この書類の持つ法的効果は、もし保険会社がこの事故を捜査したり、関連したその他の行動を取ったりしたとき、保険会社がカヴァーしていると理解されないとし、こう主張する権利を留保すること、これが保険会

社と被保険者の理解であると書かれていますが、それだけです。こう主張することが正しいのか否かは、皆さんが決めることです。

別の言い方をすれば、保険会社は何もあげる気はないし、建設会社も同じです。彼らは同意していますが、その同意書の見出しが「非放棄約定」であり、この事故を調査するにあたって、チョウヘイ・トミシロ氏は保険がかけられた人ではないと主張する権利を、保険会社が放棄するものではないと言っています。裁判長の説示がこの点をはっきりさせるものと、私は信じます。しかしながら、ジョージ・ホール氏がこの同意書に署名したとき、シーザー・マナクサ氏という人が見えていますし、保険会社のために誰かが見ていますが、それが言うには、チョウヘイ・トミシロ氏は保険がかけられた人のなかには入っていないということです。それは事実関係の質問であり、陪審員のあなたたちが、この法廷で聞いた証言をもとに、チョウヘイ・トミシロ氏が会社が保険に入れた一連の人の中に入っているかどうかを決めるのです。

チョウヘイ・トミシロ氏が保険のかけられた人の中に入っていたかどうか、この裁判の中で証拠とすべきなのはトミシロ氏の証言だけです。ホール氏が証言したとき、トミシロ氏がその車を運転するのを許可されていたかどうか、ただの一言も言わなかった、ということ覚えていてください。被告側の代理人は反対尋問に自由を与えられるものですが、ホール氏の反対尋問にもトミシロ氏が運転を許されていたかどうか、被告側の代理人は一言も言いませんでした。トミシロ氏が運転を許可されていたのか否かについて証言したのは、彼自身だけです。それがあなたがたの前にある唯一の証拠です。

そして、トミシロ氏の証言は、彼が運転することに対して会社役員にはっきり許可されたわけでも、はっきり禁止されたわけでもなく、会社の門のところで会社の守衛に通るように手を振られたのです。

マクレラン代理人は、数分前のまとめで、次のように述べました。この保険契約の両契約者は、車両を窃盗で取られることを保険しようと考えなかったのです。このマクレラン代理人の議論は、トミシロ氏が泥棒である、あるいはあった、ということでしょう。陪審員の皆さん、私は議論でもコメントでも、トミシロ氏と彼の証言から、トミシロ氏がこそ泥ではないことを証明できたと思います。トミシロ氏は会社の責任ある役付きの職員です。トミシロ氏は自動車を盗んだとして起訴されていません。もし彼が泥

棒なら、誰かが彼を告発しているはずです。

どちらにしても、この両当事者がどのような意図を持っていたかは関係なく、車両の操作、維持、そして使用において、死に至るような身体的傷害などの法における民事の賠償責任について、被保険者に対して保険者が、保険のすべての金額を支払うように義務づけることが、当事者の意図である、というようなことが書かれています。

私たちは被保険者に対して判断していますし、保険者は支払う義務があると思います。この判断は、被保険者による、この自動車の使用によるものとしています。だから、盗難だというのは少し遅いのです。最終の判決が得られ、この車両の使用については、被保険者にたいして、第1の金額として、6万ドルがあげられています。

もう問題はものすごくはっきりしています。ほんとうに、唯一の議論すべき点として、私が時間を費やしてきたのは第3の質問です。そして、陪審員の皆さん、反対する証拠がないと感じるのですが、入り口に配置されて、入り口に入出入りする交通を支配する守衛がそこにいた事実、そして車両をその入り口を通して持ち出したのは、被保険者が許可したことを意味すると思います。

この理由で、第3の質問に対して「はい」という答を出すべきと私は思います。ありがとうございました。

裁判長： 両代理人は裁判長席に。

（裁判長と両方の代理人による、速記者の入らない、裁判長席における相談が短時間、行われた。）

裁判長： 陪審員の皆さん、両代理人の同意により、1時まで皆さんを解放します。理由は個人的な問題です。

1時になったら、法律について、私のほうから申し上げます。そして、あなたたちは評議を始めることができます。いま、私があなたたちを解放するのは、べつに時間をムダにしたいと思っているわけではありません。関係者のすべての都合にあっていると思うからです。

前と同様、裁判所はあなたたち、そしてあなたたちのひとりひとりに、最終的にあなたたちにこの事件が渡されるまで、この事件の裁判に関連したことをあなたたちの間で、あるいは誰との間でも、話すこと、または意見を構成することは許されないことを言うておきます。この事件のことを

新聞で読むことや、ラジオのコメントを聞くことはできません。

ちょっと寒いですね。1時になったら、エア・コンを止めるようにできます。陪審の中にそれに反対の人はいますか？（爆笑）

裁判長： みんな笑っていますね。では、冷房は止めましょう。1時5分前に戻って来てください。

(1965年11月1日月曜日午前10時58分に休廷、同じ日の午後1時に、同じ人が出席して開廷。廷吏の役目を果たすため、法廷書記がいる。)

裁判長： さあ、陪審員の皆さん、裁判所が法について説明します。

証拠を見て、議論を聞きましたので、この事件に関係する法律について、皆さんに教えるときが来ました。

あなたたち陪審だけが事実判定における判断者ですが、あなたたちは法廷の指示に述べられた法律に従い、あなたたちの前に出された証拠から事実を見だし、法律を適用する義務を負うものです。

ひとつの教示だけが法を述べているということではできません。法がどのようなことを述べているのかについてのあなたの意見にも関わらず、法廷での指示による考え方以外の法をもとに評決を行うことは、あなたたちの宣誓義務に反することなのです。

あなたがたは陪審員として選ばれ、この事件の場合、原告ツルコ・N・ロバーズが、彼女自身と幼児ドナルド・ロバーズを代表して、訴訟を起こし、被告ホーム保険会社が回答を出したのを聞き、そして事実問題を判断すると宣誓しました。あなたがたは、どの人に対しても偏見や先入観なしに、この義務を果さねばなりません。法はあなたたち陪審が、同情、偏見、あるいは世論に影響されることを許していません。両当事者と大衆は、あなたたちがすべての証拠を注意深く、偏りなく考察し、法廷が言うように法に従って、結果がどうなろうと、正しい評決に至るよう、期待しています。

この事件は、社会のなかで同等の立場で、同じ価値の、人生の同じか同等の場所に立っている者たちの間でのことであると考え、判断してください。会社は個人と同じ公平な裁判を受ける権利があります。法律は人に依って違うということはありません。すべての人は、会社も含めて、法律の前に平等であり、法廷の中では平等に取り扱われる必要があります。

この裁判のように、民事訴訟の場合、証明の責任は原告にあり、すべての重要な要素において、自身の「証拠の優越」を証明すべきであります。もし原告の主張の基本的な部分において証明がなされなかった場合、被告側の勝ちとすべきです。

「証拠の優越性を示す」とは、何か、そうでないより、そうであるほうが、より確かだと証明することです。言い換えれば、証拠の優越性は、考えたとき、そしてその反対のものと比べ、説得力があり、正しくないよりも正しいと証明されて、あなたの心の中に信念を作り出すことです。

一般的にいて、陪審が適切に事件の事実を見いだすため、2種類の証拠があります。ひとつ目は直接証拠で、たとえば目撃者の証言のようなものです。もうひとつは間接証拠で、状況証拠とも呼ばれ、一連の状況がある事実の存在、あるいは不存在を示しているものです。

一般的な規則として、法は直接証拠と状況証拠に違いをつけず、陪審が事実認定するとき、直接証拠と状況証拠の両方で、この事件で証拠の優越はどうか、ということで事実を判断することを求めます。

代理人が述べたことや議論したことはこの事件での証拠ではありませんが、事実について認めたことや条件として述べられたことはそうです。両方の代理人が取り決めたり同意したりした事実の存在に対しても、陪審はその取り決めを証拠として受け入れ、確定的に証明された事実として扱わねばなりません。

原告によれば、1964年7月20日に極東建設サービス社に対して、ロバーズ氏の死亡について6万ドルを払えという判決が出て、後に上級裁判所によって最終的な判断と認められました。また、チョウヘイ・トミシロ氏に対する判決も同じ1964年7月20日に出され、その金額は5千ドルであり、これも最終的な判断です。被告側はこれらの判決は出されたことは認めますが、これらが最終的ではないと主張します。ここで、この判断は実際に最終的な判断であると考えてください。

この事件の証拠は、証人の宣誓された証言と、証拠として認められたすべてのもの、認められた、あるいは条件とした、すべての事実、そしてこれらの教示に述べられたすべての適用された仮定です。私が認めた異議に関する証拠や、私が忘れるように命じた証拠は、すべて無視するように願います。

あなたがたはここに出された証拠だけを考えてください。しかし証拠の

考慮のさい、証人の大胆な発言に制限される必要はありません。というか、あなたがたが証明されたと思った事実から、あなたがたの経験に基づくと考える、合理的な推理をすることが許されるのです。

推理は推論または結論であり、道理と常識が陪審をして証明された事実から導き出されたものです。

推定とは、それに反する決定的証拠がない場合、陪審が特定の事実認定をすることを求める結論です。推定は効果が持続し、反する証拠によって負かされるか、克服されない限り、陪審は推定のように結論するように求められます。

反する証拠が出された、そのときまで、ある人は犯罪をやっていない、無罪であると推定するように法は求めます。あるいは証人は真実を述べていると考えます。あるいは公的な義務は正常に行われています。私的な業務は公正であり正常です。あるいは、ふつうのやり方でのビジネスが行われています。物事は自然のふつうの道理にしたがって起こり、人生のふつうの習慣にしたがって起こります。そして、法は守られるものです。

これは問題の点を証明しようとする者が、証拠の優越によって、自分の主張を証明しようとするわけですが、この規則は論証あるいは証明が絶対的确实であることを求めているわけではありません。というのは、人間のやることで絶対的确实なことはほとんどないからです。

このような民事的な訴訟の場合、一方がある事実の証明の立証責任を果たしたと言えるのは、すべての証拠を考えると、陪審員がその論点において、証明されるものが間違っているよりは正しいと証明できたと信じたときです。

あなたがたは、ある問題や論点において、証言や証人の数によって真実らしさの信念が変るかどうかを決めなくても良いし、それはより少ない人数の証人や類似の証拠があなたがたの心に、信念を作り出せないのと同様です。

問題は、どちらの側がより多くの証人を出したかとか、どちらの側がより多くの証拠を提出したか、ではありません。あなたがたの心に、どの証人が、そしてどの証拠が、もっとも正確で、そしてその他の面で信頼できるかです。

あなたがたは陪審員として、証人の信用性や彼らの証言の信頼性の、唯一の判断者なのです。証人は真実を述べると想定されています。しかし、

この想定は証人が証言する仕方によって、変えられるかもしれません。たとえばどのような証言をするか、あるいは反対の証拠があるかどうかです。各証人が証言する状況や、逆にすべてのことがその証人は信じることができるのか、証言を注意深く考えていくことが大切です。各証人の知能、動機、そして心の状態、また証言台に居るときの行動や態度を考えてください。また、事件の双方に対して、各証人がもつ関係を考えてみてください。裁判の結果によって、各証人はどのような影響を受けて、どの程度、各証人は他の証拠によって、支持され、あるいは反論されるのでしょうか。

ある証人の証言における一貫性のなさや矛盾、あるいは他の証人の証言との一貫性のなさや矛盾は、陪審をして、その証言を信じるかも知れないし、信じないかも知れません。ある出来事や仕事を見たり聞いたりした複数の証人は、違うふうに見たり聞いたりするかも知れません。そして、悪意のない思い出し違いは、思い出せないのと同様に、じつによくあることなのです。矛盾の影響を考えると、それが重要な事柄に関係するのか、それほど重要ではない瑣末なことなのか考える必要があります。あるいは、その矛盾が単なる悪意のない間違いなのか、それとも意図のあるウソであるかです。もし信用すべきという前提が受け入れられないとき、その証人の証言に、あなたがたが考えるように、信憑性を与えることはしないのです。

証人は反する証拠によって、信用できないとか、信憑性を疑われます。あるいは、その証人が他の時に行った陳述と現在の陳述が矛盾する場合にも同じです。

もし証人が信憑性を疑われ、信用できないとあなたがたが信じるとき、その証人の証言に対し、適切な信用性を与えるのは、あなたがただけができる特権的な仕事です。

もし証人が、どんなことであっても、分かっているウソの証言をしたとしたら、あなたがたは他の点でも、証人の証言を信じない権利があります。だから、そういう場合、その証人の証言をすべて受け入れないか、あなたがたがその証言が受けるに価する信用性を与えられます。

公判でときどき私は証人に質問することがありましたが、それは証言の中に十分に言われていないことを引き出すためでした。私の質問が関係することで、私が意見を持っていると思わないでください。事実について、あなたがたの結論に到達するため、私の発言のすべてを無視する自由をあなたがたは陪審員としてもっているのだということを忘れないでください。

どちらの側の代理人でも、反対側が適切に許容されていない証言やその他の証拠と信じるものを提出しようとするとき、反対するのは義務です。

もしある質問に対する異議を認めたとき、陪審はその質問を無視することをお願いします。その言葉使いから推論することも、その質問が許されたとき、証人はどのように答えたであろうかと推測してもいけません。

代理人の反対を押し切って、証言やその他の証拠が導入されるのを私が許可したとしても、私ができるように言わない限り、その証拠の重みや効果を示すものではありません。前にも言いましたが、陪審員たちはすべての証人と、すべての証拠の重みと効果についての、唯一の判断者なのです。

評決は各陪審員の良く考えられた判断を代表するものでなくてはなりません。評決を出すにあたって、各陪審員がそれに同意することが必要です。あなたがたの評決は全員一致でなくてはなりません。

意見が一致するまで、お互いに相談したり、ある見方を議論したりすることは、個人の判断を無理にまげることなく行うかぎりにおいて、陪審員としての義務です。あなたがたの一人一人がこの事件を決める必要がありますが、そうするのは同僚の陪審員たちと証拠を公平に考えた後にしてください。あなたの熟慮の過程で、自分の見方を再評価すること、もし自分の意見が間違っていると思ったら変えることをためらわないでください。しかしながら、あなたの仲間の陪審員たちの意見のためだとか、評決を出すためだとかの、ただそれだけのために、証拠の重みや効果など、あなたの正直な確信を捨て去るようなことはしないでください。

あなたがたはどちらの味方でもありません。あなたがたは判断者で、事実の認定者です。あなたがたの唯一の関心は、この事件の証拠から真実が何であるかをはっきりさせることです。

陪審室に入ったら、あなたたちの一人を陪審長として選びます。陪審長は評議のさいに議長を務め、この法廷ではあなたがたを代表して話すことになります。

特別評決の用紙と一般評決の用紙が、あなたたちの便宜のために用意されています。それらを陪審室に持って行ってください。最初は特別評決の用紙ですので、よく見てください。特別評決の用紙を読んでみます。こういうふうに書いてあります：

事件の題目の他に、次のように言っています。

(読んで)「上記の件について、われわれ陪審は、以下に示すように全員

一致で判断する：」

というわけで「尋問」という言葉が続きますが、これはただ単に「質問」という単語の、格好つけた用語です。

（読んで）「尋問（1）. 1959年11月30日、カーヴィ・ロバーズ氏が死んだとき、被告のニューヨークのホーム保険会社から極東建設サービス社に出された自動車保険780A-2215、これにはロバーズ氏の死をひきおこした自動車を、その保険における保証金額として、ひとつの事故により、ひとりの人の身体のけがあるいは死亡が引き起こされた場合、金10万ドルの損害賠償制限がありますが、それが適用されるかどうか？」

右側に、「答」とあり「はい、いいえ」と、どちらかを選びます。答は陪審長が書き入れます。それから、評決書に署名をして、日付を入れます。日付はもちろん今日ですが、それは11月1日です。

それから、2つ目の尋問あるいは質問です。

（読んで）「（2）. 問題の自動車保険は損害賠償保険であり、裁判長が定義するところでは、補償保険と違っていましたか。」

そしてまた、「はい」「いいえ」のところで、陪審長は答の「はい」「いいえ」を入れてください。最後に、3つ目の尋問です。

（読んで）「（3）. チョウヘイ・トミシロ氏は、カーヴィ・ロバーズ氏をひき殺した自動車の運転手ですが、事故のとき、その保険のなかで、保険がかけられた人たちの集団、それは保険契約のXI（11）条かXII（12）条の保険がかけられた人の定義によりますが、その集団の中にありましたか？」

私はいちばん左のところに、「かXII（12）条」という言葉を挿入し、実際の質問あるいは尋問は、いま私が読み上げた通りになっています。

（読んで）「（3）. チョウヘイ・トミシロ氏は、カーヴィ・ロバーズ氏をひき殺した自動車の運転手ですが、事故のとき、その保険のなかで、保険がかけられた人たちの集団、それは保険契約のXI（11）条かXII（12）条の保険がかけられた人の定義によりますが、その集団の中にありましたか？」

この「またはXII（12）条」を挿入した理由ですが、4つの証拠物のなかで「保険がかけられた」が、2つの証拠物でXI（11）条で、2つがXII（12）条で定義されているからです。これで特別評決は終わりです。

それぞれの尋問の質問に対して、「はい」「いいえ」で答えなくてはならないということに気づいたことと思います。それぞれの質問に対して、陪審の答は全員一致の答でなくてはなりません。陪審長は各問に対して陪審

の全員一致の答を、そのための場所に書き入れなければなりません。質問の書き方から、質問（1）が「いいえ」の場合、質問（2）と（3）を考える必要はありません。そして、質問（1）と（2）に対する、陪審の答が「はい」の場合だけ、陪審は質問（3）を考える必要があります。

ですから、質問（1）に対する陪審の答が「いいえ」であるなら、陪審長は署名と日付を入れて、質問（2）と（3）に答えずに、提出してください。もしそうでなく、質問（1）と（2）の答が「はい」の場合、陪審は質問（3）に対して答えて、陪審長は特別評決に署名と日付をいれ、完成させてください。

特別評決のために書かれた質問に、あなたたちの結果を書いた後で、「一般評決」を考える必要があります。その用紙は、あなたたちの便利のために準備されています。これから、一般評決の用紙を読み上げます。

最初の一般評決票は事件名が書いてあり、その後で「一般評決は原告の勝訴」とあります。

（読んで）「上記の件について、われわれ陪審は、第1の請求原因——」  
2つの件がありますよね。その点を繰り返します。

（読んで）「上記の件について、われわれ陪審は、第1の請求原因について、原告の勝訴、したがって被告の敗訴を認め、原告が受け取るべき損害賠償額を金6万ドルと1964年7月20日から現在までの6パーセントの年利とします。」

そして2番目のものもまた「原告勝訴の一般評決」で、これは2番目の件に関係します。

（読んで）「上記の件について、われわれ陪審は、第2の請求原因について、原告の勝訴、したがって被告の敗訴を認め、原告が受け取るべき損害賠償額を金5千ドルと1964年7月20日から現在までの6パーセントの年利とします。」

それが、2番目の件、チョウヘイ・トミシロ氏に対するものです。

次に、2つの一般評決で被告側の勝訴を認めたもので、それも第1と第2の件についてです。最初の一般評決は、「被告の勝訴を認める一般評決」と題しています。

（読んで）「上記の件について、われわれ陪審は、第1の請求原因について被告の勝訴を、したがって原告の敗訴を認めます。」

被告が第2の一般評決で勝訴した場合を読み上げます。これの題目も、

「被告勝訴の一般評決」となっています。

（読んで）「上記の件について、われわれ陪審は、第2の請求原因について被告の勝訴を、したがって原告の敗訴を認めます。」

一般評決に対して、あなたがたの全員一致が得られたら、あなたがたが同意した評決に陪審長が署名と日付を入れます。そして記入された特別評決と記入された一般評決との両方をこの法廷に返してください。陪審長が記入するのは、オリジナルとコピーの両方をお願いしたいと思います。

もし評議の途中で、この法廷と連絡をとることが必要になったとき、廷吏を使ってメモを送ってください。署名が入ったもの以外で、この法廷と連絡をとろうとしないでください。もう一度、言います。もし評議の途中で法廷と連絡をとることが必要になったら、廷吏によってメモを送ってください。この法廷と連絡をとるのに、署名が入った書面以外では試みないでください。そして、その書面はあなたがたがこれから選ぶ陪審長の署名入りにしてください。また、全員一致の評決に至るまで、この法廷に対し、あるいは外の人に対し、陪審が今どこにいるか、数値的であると否とに関わらず、あかすことはできないということ覚えていてください。

以下の注意を与えるのが適切と考えます。

今までの教示について、私が言ったことや、あなたがたの便宜のため私が準備した評決の用紙で、評決がどんな結果になるべきと、私が考えていると暗示したり、どのような形の方法でもほのめかししたりなど、まったくくないのです。評決が何になるべきかは、陪審の皆さんだけの責任であり、義務であるのです。

一般にあって、特定の保険契約がどちらの種類になるか—つまり、補償保険か賠償保険かですが—それは契約する当事者がその保険でどのような協約を結ぶかという用語・言い回しによって決まります。

皆さんは、「補償と損害賠償」、そして「損害賠償に対する補償」、それから「損失に対する補償」という言葉が使われるのを聞いたと思います。しかし、「補償」あるいは「補償する」という言葉は、原告提出証拠8には使われておりません。したがって、もし皆さんが被告の保険会社と極東建設サービス社との間に、ロバーズ氏の死を引き起こした自動車を含んだ自動車保険契約が有効に成立していると判断するのであれば、そして保険証券が原告提出証拠8と同じか同様だと認めたなら、「補償」あるいは「補償する」というのがどういう意味を持つのか、ということを考える必要は

ありません。

しかしながら、被告の提出証拠A、B、とCには、「被保険者が支払うことが法的に義務づけられた、すべての金額を被保険者に補償する」と書かれています。「損失」という言葉は使われておりません。ということは、これは損害賠償に対して補償するということを意味し、損失に対するということの意味しません。

「損害賠償に対して補償する」とは、補償される本人は実際の損失を被っていないけれど、その人が損害賠償しなければならないときに補償する契約です。この場合、損害賠償は極東建設サービス社とチョウヘイ・トミシロ氏から徴収されるものとして、判断の理由として考えられたものです。

いままであなたがたに説明してきたものに加えて、原告と被告の代理人が加えてほしい説明があるというので、これから説明しようと思います。それから、法律に関することで、あなたがたにこれまでに説明してきたことと同様の大切さで、与えなければならない説示もあります。

この事件で重要な問題は、もし被告の保険会社と極東建設サービス社の間で、ロバーズ氏の死亡をおこした自動車を含んだ自動車保険の契約が有効だとしたら、それは「賠償保険」の契約なのか、それとも「補償保険」なのでしょうか？

一般的に2種類の保険を区別するには次のように考えます。もし保険が損害賠償のものだと、損害賠償が必要なとき、そのときの実際の損失に関係なく、支払うことになります。ところが、保険が補償だけの場合、保険をかけられたものが実際の損失になる金額がはっきりするまで、保険会社は待つことができます。一般に、どちらの保険方法がとられるかというのは、両者の意向により書類のなかにそのことが同意の用語にあらわれます。

保険会社が、被保険者が法的に支払う損害、あるいは最終的な判断で支払うことになった金額を支払うことに同意した契約は、一般に損害賠償契約あるいは最終的判断であり、損害賠償契約と考えられ、一般に損失に対して補償するものではないと思われま

す。用語の「補償する」が保険の同意書にあらわれた事実をもって、それが「補償保険」契約であることを必ずしも意味しません。もし被保険者が実際に損失や損害に対して支払った金額を保険会社が「補償する」なら、それはたしかに「補償保険」です。がしかし、保険会社が被保険者に対して、損害の法によって課せられる民事責任の理由によって支払うことが求めら

れるすべての金額を補填するとし、保険会社に対する行動を起こすことの事前条件として、怪我をした人への被保険者の実際の支払いを特に必要としない、そのときの保険契約は損害賠償保険と言えます。

裁判所はこの裁判で証拠として受け取った4つのすべての自動車保険証券様式、それは原告の提出証拠8と被告の提出証拠A、B、とCですが、これを確かめました、その結果、4つのものすべてが「補償保険」ではなく、「賠償保険」の証券であると判断したことをお知らせします。

しかしながら、これらの証券はどれもこの事件に関わったものではありません。これらはサンプルとしてだけ、提出されたものです。このなかに実際の証券があるかどうか、原告はあるのではないかとしていますが、これはあなたたちの決めることです。

もし1番目と2番目の尋問に対するあなたがたの答が「はい」であるなら、第1の請求原因について、原告側の勝訴として、金6万ドルと1964年7月20日から現在にいたるまでの6パーセントの金利を支払うよう、一般評決を出すでしょう。

もしすべての尋問に対するあなたがたの答が「はい」であるなら、第2の請求原因について、原告側の勝訴として、金5千ドルと1964年7月20日から現在にいたるまでの6パーセントの金利を支払うよう、一般評決を出すでしょう。

この裁判の途中で、あなたがたは用語の「補償する」ということが提出証拠8とA一、繰り返させてください。

この裁判の途中で、あなたがたは用語の「補償する」ということが提出証拠8と、提出証拠A、B、とCが証拠として提出されていたのを聞いたと思います。「補償する」というのは、法律では以下のように定義されています。損傷を受けないように助ける；損失や損傷されないよう守る；予期された損失の場合、それに対する弁償が受けられるようにする。それに次のようにも定義されています。償う；補償する；あなたのため、ある人が陥った損失を弁済する。

評決の用紙を持って行ってください。そして、この事件の証拠物件もです。

いま、予備の陪審員であるノールスさんを解放しようと考えています。

ノールスさん、この裁判のため、注意をはらっていただき、たいへんありがとうございます。ありがとうございました。裁判所を出る前に、法廷の書記に会ってください。どうもありがとうございました。

(予備の陪審員であるノールス氏は、許可され、陪審席から退去する。)

裁判長： さて、すでに述べたように、あなたがたはこれらの用紙を持って行ってください。そしてそれらの証拠物件もです。陪審長を誰にするのか、決めるのはあなたがたです。あなたがたが決めるのです。そして、決まった人がこの用紙に署名することになります。ありがとうございました。

代理人は何かありますか？

ヘイグッド代理人： 何もありません、裁判長。

マクレラン代理人： いいえ、裁判長。

裁判長： エリオットさん、陪審室の外にいてください。陪審員を法廷から陪審室に連れて行ってください。

(1965年11月1日月曜日午後1時42分に、事件は陪審に渡される。)

(1965年11月1日月曜日午後3時05分に、廷吏が陪審員を法廷に案内する。)

裁判長： 皆さん、評決にいたりましたか？

陪審長： いたりました、裁判長。

裁判長： 評決と尋問の答を見せてください。

(要求された用紙が裁判官に手渡される。)

### 評 決

裁判長： 最初の尋問に対する答は「はい」でした。

2番目の尋問に対する答は「はい」でした。

3番目の尋問に対する答は「はい」でした。

この特別評決には「陪審長フランク・B・エッカー」の署名があり、1965年11月1日の日付があります。

(読んで) 一般評決は原告の勝訴

上記の件について、われわれ陪審は、第1の請求原因について、原告の勝訴、したがって被告の敗訴を認め、原告が受け取るべき損害賠償額を金6万ドルと1964年7月20日から現在までの6パーセントの年利とします。日付、1965年11月1日で、陪審長フランク・B・エッカーの署名があります。

(読んで) 一般評決は原告の勝訴

上記の件について、われわれ陪審は、第2の請求原因について、原告の勝訴、したがって被告の敗訴を認め、原告が受け取るべき損害賠償額を金5千ドルと1964年7月20日から現在までの6パーセントの年利とします。日付、1965年11月1日で、陪審長フランク・B・エッカーの署名があります。

原告・被告の代理人は、何か言いたいことはありますか？

ヘイグッド代理人： 何もありません、裁判長。

裁判長： 被告側は？

マクレラン代理人： ありません、裁判長。

裁判長： 陪審の皆さん、陪審員として勤めるのは義務であると同時に名誉でもあります。あなたたちは義務を立派に果し、私は皆さんがそうしたことに對して、皆さんを賞賛したいと思います。ありがとうございました。

裁判長： 皆さん、帰る前に法廷の書記に会ってください。ありがとうございました。

(裁判が終わるとともに、陪審は解散され、法廷は1965年11月1日月曜日午後3時5分に閉じられた。)

## 裁判記録証明書

上前記は、1頁から313頁まであって、この問題における上記の公判の、記録された時間と場所における法廷での、本物の正しい訴訟手続きの記録であることを証明する。

署名

---

(法廷速記者)

## 〈翻訳者後記〉

本記録事件は、1964年7月10日沖縄地方裁判所において下された民事陪審裁判の第二訴訟にあたる。第一訴訟は、1959年11月30日午前1時ころ、沖縄県島袋所在の県道5号線（現在欠番）において、被告建設会社Zの従業員で運転免許失効中の被告Yが、Z所有のピックアップトラックを無断で運転走行中、破裂した水道の緊急補修作業中の被害者に激突して死亡させたという交通事故案件であり、被害者の遺族である配偶者（X1）及び子（X2）が、Y及びZに対

して、損害賠償請求を求め、原告側の勝訴に終わったものの、被告側に資力問題があり、原告らは第一次訴訟の被告会社（Z）と保険契約を締結していた保険会社と保険協会とを相手方として、賠償金の支払いを求めた訴訟事件である（以上、本誌第22巻1号（2020年）141頁再掲）。

第一訴訟については、《資料》として「沖縄の民事陪審—記録から見た庶民の力—（1）～（5・完）」として、獨協法学第107号（2018年）、同第108号（2019年）、同第109号（2019年）、マテシス・ユニヴェルサリス第20巻第2号（獨協大学国際教養学部、2019年）、同第21巻1号（2019年）に全訳掲載したほか、これに言及・解説する陪審を考える会編・民事陪審裁判が日本を変える——沖縄に民事陪審裁判があった時代からの考察（日本評論社、2020年）所収の齋藤哲「沖縄民事陪審裁判の判例解説——米国手続法と琉球実体法からなる裁判の特質」、四宮啓「再発掘された沖縄民事陪審裁判」、福来寛「沖縄民事陪審裁判とは何だったのか」、黒沢 香・滝田清暉・福来寛「裁判記録の日本語訳出からの発見」がある。